

工事名:流杉地区配水管布設替(第1工区)工事

質問	回答
<p>・価格高騰について                      昨今、コロナウィルス・原油価格高騰・円安・ウクライナ情勢などの様々な要因によりあらゆる製品の価格が高騰しております。                      値上がりの金額も高く、年に一度の値上げではなく数か月おきに値上がりする品もあり、今までとは明らかに状況が違います。                      今回発注工事の単価世代は『令和4年4月』とありますが、資材・骨材・合材・廃材など5月に値上がりしている品、6月以降に値上がりすると聞いている品があります。                      年度の途中であっても値上げの時期に合わせた単価の見直しはしていただけますでしょうか。</p>	<p>管材など材料費については、設計時の積算資料、建設物価、見積に基づいて積算しております。                      なお、材料価格については、契約約款の第25条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に該当しない場合は設計変更の対象となりません。</p>
<p>・工期について                      落札から工事完成期限まで2ヵ月未満になっています。                      配水管布設替の距離は短いですが、材料の手配や土場の確保などの準備期間や、不断水工事の段取りなどを考えますと工期が厳しく思います。考慮して頂けますでしょうか。</p>	<p>工期については、準備期間や休日、気象による作業不可能日を含めて算出しており、工期内に施工可能であると考えておりますが、設計と現場で相違があった場合や、不測の事態により工事の進捗に影響が出た場合は、工期延期について受注者と協議します。</p>
<p>・県道掘削工について                      ①工事に関して、県道の許可などは事前になされていますでしょうか。                      ②近接工事として、道路改良工事がありますが、発注者・施工業者との間で施工や工期に関する協議はお済みでしょうか。                      ③工事に関して、町内会、地元住人、各関係機関(バス含む)などへの周知はなされていますでしょうか。</p>	<p>①県道の道路占用許可申請については、許可済みです。                      ②協議済みです。                      ③地域住民等への説明は受注者が確定後、町内会長を通じて、文書等で地域住民に周知します。各関係機関については、個別訪問による説明を予定しております。</p>
<p>・配水管布設替工について                      工事の施工箇所の周辺にφ800の水道本管があるようですが、深さ・位置的に干渉しないのでしょうか。                      布設高さに影響がある場合、材料の変更が発生するかもしれません。                      その都度、協議・指示・変更していただけますでしょうか。</p>	<p>φ800の水道本管については、台帳を確認し、干渉しないことを確認済みですが、起工測量や試掘の結果、設計と現場に相違があり、材料の追加や変更の必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・交通誘導警備員について                      富山県の土木工事の労務単価(令和4年3月以降適用)を調べますと、交通誘導警備員Aが¥15200、交通誘導警備員Bが¥13500 となっています。                      交通誘導警備員の人手不足も深刻で、警備会社に人員の手配を依頼しても断られることも多々あり、現状、この単価で来ていただける警備会社はどこもありません。                      労務単価と警備会社との契約単価では数千円の差があります。                      お昼休憩時に誘導員を配置した場合の別途経費、前日のキャンセルは半額負担などの費用も発生しています。                      現状の労務単価基準ですと、誘導員を入れた分だけ請負業者の負担となっています。                      請負業者としては必要となる経費を見て頂きたいので、警備会社との契約に合わせた単価に修正をしていただけますよう、誠実な対応をお願い致します。                      どうしても不可の場合、上下水道局の方で誘導員を手配するという事も検討して頂けますようお願い致します。</p>	<p>土木工事標準積算基準書により、基準額は富山県土木部労務資材単価表に基づき、設計・積算しております。                      警備会社との契約に合わせた増額は設計変更の対象となりません。</p>